

補助対象事業者について

Q 1 補助対象事業者の要件はあるか。

県内に事務所・事業所を有する、中小企業支援法第2条第1項に基づく「中小企業者」が対象です。

事務処理の手引き2ページをご覧ください。

Q 2 個人事業者は対象となるか。

対象となります。

Q 3 フリーランスで活動しているが、対象となるか。

Q 2の個人事業者に該当する場合は対象となります。

Q 4 「みなし大企業」は対象となるか。

対象となります。

Q 5 公益社団法人、NPO（特定非営利活動法人）は対象となるか。

中小企業支援法第2条第1項の中小企業者に該当しないため、対象となりません。

Q 6 本社が秋田県外にあるが、対象となるか。

秋田県内に事務所・事業所を有している場合は対象となります。

Q 7 これから創業する場合は対象となるか。

申請時点で開業していない創業予定者は対象となりません。

Q 8 施設がないが、対象となるか。

事業活動のために所有又は賃貸借している事務所や工場等の施設の環境整備に対する補助事業のため、施設を有していない場合は対象となりません。

Q 9 自宅兼事務所の場合は対象となるか。

事務所部分が明確に確認できる（区切られている）場合のみ、事務所部分のみ対象となります。

Q 10 建物をすべて新築する場合は対象となるか。

建物（事務所、工場等）をすべて新築した場合に発生する経費は対象となりません。（ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための職場環境整備の目的に資する用途のみに使用するために設置するプレハブ・コンテナ等の設置費等は除きます。）

補助対象経費について

Q11 事務所は秋田県内にあるが、県外の支店や工場等に設置・納品するものは対象となるか。

対象となりません。秋田県内にある施設に設置・納品する場合のみ対象となります。

Q12 消費税は対象となるか

対象となりません。補助対象経費へは税抜きを記載してください。

Q13 振込手数料は対象となるか。

対象となりません。

Q14 キャンセル料は対象となるか。

対象となりません。

Q15 個人間で売買したものは対象となるか。

対象となりません。（個人事業主を除く。）

Q16 親会社と子会社間での売買行為は対象となるか。

対象となりません。

Q17 海外からの輸入品購入は対象となるか。

対象となります。ただし、外国語で記載された書類等は日本語訳を添付してください。

Q18 導入した機器のリース料は対象となるか。

補助対象期間に発注・納品した機器であれば、補助対象期間に支出したリース料は対象となります。ただし、金額が確定していても、補助対象期間の後に支払う分については対象となりません。

Q19 老朽化した設備の取り替え（改修・更新）は対象となるか。

現行の機器と比較して、必要とする性能（換気機能、ウイルス除去機能等）が向上する場合は対象となります。

Q20 建設会社を経営しているが、自社で工事したものは対象となるか。

対象となりません。

Q21 交付申請時に予定していた導入設備と異なる設備を導入することは可能か。

当初予定していた設備が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には対象となりますが、当初予定していた設備と同程度の性能や機能を有することが確認できるものに限ります。

内容によっては変更承認申請が必要となります。必ず事前に地域産業振興課にご相談ください。

Q22 備品と消耗品の違いは何か

「備品」…1件の取得価格が1万円以上で、おおむね1年以上使用できる物品

「消耗品」…1件の取得価格が1万円未満、又は、短期間の使用又は使用毎に費消されるもの、毀損しやすいもの等

Q23 補助対象期間内に購入した物品等が、既に消費、毀損、滅失又は破棄されている場合は対象となるか。

既に消費している消耗品については、書類（納品書、支払い書類等）で購入が確認できる場合は対象となります。

物品を毀損、滅失又は廃棄している場合は、感染症拡大防止の目的が達成されないため、対象となりません。

Q24 対象外経費と対象経費が混在している場合はどうすればいいか。

対象外と対象の経費が明確に確認できる場合、対象経費については対象となります。

工事などの共通経費については、対象外と対象の経費割合に応じて按分を行い、対象経費に該当する金額のみを計上することができます。

Q25 エアコンは対象となるか。

換気機能又はウイルス除去等の機能が付いたエアコンは対象となります。単に冷暖房を目的したものは対象となりません。

Q26 壁紙の張り替えは対象となるか。

補助対象となる工事に伴って必要不可欠な内容と判断された場合は対象となります。

Q27 机・椅子の購入は対象となるか

キッズスペースの設置に伴い、専用に必要となるものについては対象となりますが、必要となる理由や数量等を明示してください。その他、従業員が通常業務のために使用する机・椅子は対象外です。

Q28 消耗品の購入はどこまで対象となるか。

感染拡大防止を目的とした環境整備に伴って専用に必要な消耗品の購入は、補助対象経費の10%まで対象となります。ただし、必要となる理由や数量等を明示してください。

Q29 換気設備等の取り付け、取り替えは備品購入費か、工事費か。

設置を外注する場合は工事費となります。

自社において取り付ける場合で、設備のみを外部の業者から購入する場合は備品購入費となります。

Q30 トイレの改修は対象となるか

感染拡大防止の目的を達成できる改修（人感センサー付き照明器具の取り付け、手洗いの非接触式自動水栓等）については対象となります。

Q31 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、社内規定の整備などの作業について外部の方に制度設計の委託をする場合は対象となるか。

対象となりません。

Q32 建設業者の仕事が立て込んでおり、令和3年2月28日までに工事の完成、支払いが間に合わない可能性がある場合はどうすればいいか。

令和3年2月28日までに支払いが完了したもののみ、対象となります。また、同日までに実績報告書を県へ提出する必要があります。

Q33 既に一部の工事、設置が終了しているが、対象となるか。

令和2年4月1日以降に契約・発注を行ったもので、対象経費の要件にあてはまるものは対象となります。

Q34 見積書を徴取していないものがあるが、対象となるか。

【申請日時時点で納品・引き渡し済（支払い済）の工事・物品】

補助対象となる工事・物品の金額（積算内訳含む）、発注日、（工事の場合は）工期、納品日・引き渡し日、支払日を確認できる書類の写しを提出してください。

（例：発注書、請書、契約書、納品書、工事完了届、請求書、領収書、銀行振込受付書、通帳のコピー 等）

【申請日時時点で発注済み、納品・引き渡し前（支払い前）の工事・物品】

補助対象となる工事・物品の金額（積算内訳含む）、発注日、（工事の場合は）工期を確認できる書類の写しを提出してください。

（例：発注書、請書、契約書 等）

※実績報告の段階で、備品の場合は納品した日の分かる書類（納品書等）、工事の場合は発注日、着工日及び引き渡し日の分かる書類（工事完了届等）を確認できない支出に関しては、補助金を支払うことが出来ません。十分ご注意ください。

※申請日（交付決定日）以降に発注・契約するものについては、必要書類がそろっていないものは対象外となります。

Q35 現金払いは対象となるか。

対象となりません。原則として、銀行振込により支払いを行ってください。

なお、少額な支払い等は現金払いを認める場合もありますが、必ず内容（内訳）を明記した領収書やレシート等の支払を証明する書面を徴取してください。

Q36 既に購入した備品、工事について、現金で支払っているものがあるが、対象となるか。

4月1日から交付決定日までに支出したものについては、出金伝票や支出が分かる帳簿の写しを提出してください。

補助事業者が支払ったことが確認できる書類がない場合は対象となりません。

Q37 クレジットカード払いは対象となるか。

原則として、銀行振込により支払いを行ってください。

クレジットカードで支払った場合は、クレジットカード利用明細及びクレジットカード利用料金の支払いが確認できる書類の写しを提出してください。

なお、法人の場合は、個人のクレジットカードで支払ったものについては対象となりません。

Q38 例えば、単価が5万円の物品を2台購入する場合は合計額が10万円となるが、2社以上の見積もりを徴収する必要があるのか。

1件の契約で10万円以上となる場合、2社以上の見積書が必要となります。

申請について

Q39 複数施設（事務所、工場等）で環境整備を行いたいが、それぞれ申請可能か。
1社あたり1申請となります。まとめて一つの計画として申請してください。

Q40 売り上げ減少などの要件はあるか。
ありません。

Q41 いつまでに取組（感染拡大防止のための職場環境整備）を行えばいいのか。
対象となる事業実施期間（補助対象期間）は令和2年4月1日から令和3年2月28日までです。
令和3年2月28日までに事業（設置や改修、納品から支払いまで）を完了し、実績報告を県へ提出する必要があります。

Q42 申請は先着順か。
必要な書類がすべてそろい、「補助対象経費」の確認ができた時点で「受付」となり、その順で「交付決定」を行います。
予算が無くなり次第、受付終了となります。

Q43 他の補助金を受給していても申請は可能か。
可能ですが、補助対象となる同一の物品購入・工事等に対する重複受給はできません。
また、国の持続化給付金や秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のように、特定の経費に対する補助を目的としていない給付金等は除きます。

Q44 事業計画の内容は途中で変更できるのか。
変更の内容によって、事前に「交付条件等変更承認申請書」又は「補助事業等変更承認申請書」を提出し、変更承認を受ける必要があります。
なお、やむを得ない理由等により補助金の増額申請を希望される場合、予算の関係で対応できないことがあります。

Q45 事業は途中で中止できるか。
中止することは可能です。ただし、事前に「補助事業等中止（廃止）承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。